

## 第六二回

### 参第一一号

#### 食品規制法（案）

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 食品及び添加物（第三条 - 第八条）
- 第三章 器具及び容器包装（第九条 - 第十一条）
- 第四章 表示（第十二条 - 第十八条）
- 第五章 食品添加物公定書（第十九条）
- 第六章 検査（第二十条 - 第二十五条）
- 第七章 営業（第二十六条 - 第三十二条）
- 第八章 食品審議会（第三十三条）
- 第九章 雑則（第三十四条 - 第四十一条）
- 第十章 罰則（第四十二条 - 第四十八条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止その他国民の健康の保護のため食品等に関し必要な規制を行なうとともに、食品等につき、適切な選択を容易にするための表示の適正化を図る措置を講じ、もつて国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

###### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。
- 二 添加物 食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。
- 三 化学的合成品 化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学反応を起こさせて得られた物質をいう。
- 四 器具 食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物を除く。
- 五 容器包装 食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受

する場合そのまま引き渡すものをいう。

六 営業 業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業を除く。

七 営業者 営業を営む人又は法人をいう。

## 第二章 食品及び添加物

(清潔及び衛生の原則)

第三条 販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、洗浄、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行なわなければならない。

(腐敗食品等の販売等の禁止)

第四条 次に掲げる食品又は添加物は、販売し(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康をそこなうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、又は有害な物質が含まれ、又は附着しているもの。ただし、人の健康をそこなうおそれがない場合として厚生大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康をそこなうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康をそこなうおそれがあるもの。

(病肉等の販売等の禁止)

第五条 牛、馬、豚、めん羊、山羊その他哺乳類に属する厚生省令で定める動物(以下この条において「牛馬等」という。)で厚生省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死したものの肉、骨、乳、臓器及び血液(以下この条において「肉等」という。)は、食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した牛馬等の肉、骨及び臓器であつて、当該職員が厚生省令の定めるところにより人の健康をそこなうおそれがなく飲食に適すると認めたものは、この限りでない。

2 牛馬等の肉等は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項の厚生省令で定める疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、又はへい死した牛馬等の肉等でない旨及びと殺年月日その他厚生省令で定める事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、販売の用に供するために輸入してはならない。

3 牛馬等以外の哺乳類に属する動物の肉等は、食品として販売の用に供するために輸入

してはならない。ただし、鯨その他その肉等が人の健康をそこなうおそれがなく飲食に適するものとして厚生大臣が指定する動物の肉等は、この限りでない。

- 4 前項に規定する肉等（同項ただし書の規定により厚生大臣が指定する動物の肉等を除く。）で輸入されたものは、食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

（化学的合成品等の販売等の禁止）

第六条 食品又は添加物として用いることを目的とする化学的合成品（人の健康をそこなうおそれがないものとして厚生大臣が指定する化学的合成品を除く。）及びその製剤並びに当該化学的合成品又はその製剤を添加物として含む食品は、販売し、又は販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 2 前項の指定は、その指定の適正を確保するに足りる政令で定める試験検査の結果に基づいてしなければならない。

- 3 厚生大臣は、第一項の指定に係る化学的合成品若しくはその製剤又はこれらを含む食品につき、外国における販売の禁止、権威ある研究機関による人の健康に対する有害性の指摘等の事実があり、当該指定の効力を存続させるかどうかについて再検討を要すると認めるに至つたときは、その再検討の結果が明らかになるまでの応急の措置として、期間を定めて、当該化学的合成品、製剤又は食品の販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用若しくは陳列を停止するものとする。

- 4 厚生大臣は、少なくとも五年ごとに、現に第一項の指定をされている化学的合成品のすべてについて再検討するようにしなければならない。

（放射線を照射した食品等の販売等の禁止）

第七条 人の健康をそこなうおそれがない場合として厚生大臣が定める場合を除いては、放射線を照射した食品又は添加物（これを含む食品を含む。）は、販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

- 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の厚生大臣の定めについて準用する。

（基準及び規格）

第八条 厚生大臣は、国民の健康の保護の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、洗浄、使用、調理若しくは保存の方法につき、必要な基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分（その食品又は添加物に含まれ、又は附着している物を含む。）につき、必要な規格を定めるものとする。

- 2 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、洗浄し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、

保存し、若しくは販売してはならない。

### 第三章 器具及び容器包装

(清潔及び衛生の原則)

第九条 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

(有毒器具等の販売等の禁止)

第十条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着して人の健康をそこなうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康をそこなうおそれがある器具若しくは容器包装は、販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

(規格及び基準)

第十一条 厚生大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき、必要な規格を定め、又はこれらの製造方法につき、必要な基準を定めるものとする。

2 前項の規定により規格又は基準が定められたときは、その規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用し、その規格に合わない原材料を使用し、又はその基準に合わない方法により器具若しくは容器包装を製造してはならない。

### 第四章 表示

(表示基準)

第十二条 厚生大臣は、国民の健康の保護の見地から、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装の表示につき、必要な基準を定めるものとする。

2 前項の規定により基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

第十三条 厚生大臣は、一般消費者の適切な選択に資するため、販売の用に供する食品又は添加物でその品質を識別することが特に必要であると認められるものの表示につき、関係行政機関の長の意見をきいて、必要な基準を定めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により定められた基準を守らない業者があるときは、その者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

3 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の指示に従わない業者があるときは、その旨を公表することができる。

(虚偽の表示等の禁止)

第十四条 何人も、食品、添加物、器具又は容器包装に関して、国民の健康の保護上支障となるおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝を行なつてはな

らない。

第十五条 前条の規定に該当する場合を除くほか、何人も、食品又は添加物に関して、一般消費者の選択を誤らせるおそれのある虚偽の、又は人を惑わすような表示又は広告宣伝を行なつてはならない。

(消費者の申出)

第十六条 何人も、食品又は添加物の表示が適正でないために一般消費者の利益が著しく害されていると認めるときは、厚生省令で定める手続に従い、その旨を厚生大臣又は都道府県知事に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十三条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(特定用途向食品の表示)

第十七条 販売の用に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他人の健康の保護を図る特別の用途に適する旨の表示をしようとする者は、厚生大臣の行なう登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、その登録のための審査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、厚生省令の定めるところにより審査し、当該食品が当該用途に適し、かつ、当該表示が適正であると認めるときは、当該食品につき、商品名、表示の内容その他厚生省令で定める事項を特定用途向食品登録簿に登録しなければならない。

4 前項の規定による登録を受けて表示をする者は、厚生省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に明記した表示をしなければならない。

5 厚生大臣は、第三項の規定による登録を受けて表示をする者が前項に規定する表示をせず又は虚偽の表示をしたときは、当該登録を取り消すことができる。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(特定用途向食品登録簿の閲覧)

第十八条 厚生大臣は、特定用途向食品登録簿の写しを作成し、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に送付するものとする。

2 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、前項の写しを保健所に備え、厚生省令の定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第五章 食品添加物公定書

(食品添加物公定書)

第十九条 厚生大臣は、食品添加物公定書を作成し、第八条第一項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第十二条第一項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする。

## 第六章 検査

### (製品検査)

第二十条 政令で定める食品、添加物、器具又は容器包装は、政令で定める区分に従い厚生大臣又は都道府県知事がその製品について行なう検査を受け、これに合格し、かつ、厚生省令の定めるところによりその旨の表示をしたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

- 2 厚生大臣又は都道府県知事は、国民の健康の保護の見地から、前項の検査を行なうものとする。
- 3 第一項の検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項の検査の方法、手続その他検査に関し必要な事項は、厚生省令で定める。
- 5 第一項の検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

### (輸入の届出)

第二十一条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生省令の定めるところにより、そのつど厚生大臣に届け出なければならない。

### (立入検査等)

第二十二条 厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、この法律（第十三条を除く。）に規定する権限を行使するために必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に立ち入り、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を、試験のため必要な最少数量に限り、無償で収去させることができる。

- 2 厚生大臣又は都道府県知事は、第十三条に規定する権限を行使するために必要な限度において、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品若しくは添加物の表示の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 第一項又は前項の規定により立入検査又は収去を行なう職員は、その身分を示す証明書を携帯し、営業者その他の関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (食品衛生検査施設)

第二十三条 国及び都道府県は、第二十条第一項（第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の検査及び前条第一項（第三十八条第一項及び第二項において

準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により収去した物の試験に関する事務を行なわせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

- 2 保健所を設置する市は、前条第一項の規定により収去した物の試験に関する事務を行なわせるために、必要な検査施設を設けなければならない。
- 3 都道府県及び保健所を設置する市の食品衛生検査施設に関し必要な事項は、政令で定める。

(食品衛生監視員)

第二十四条 第二十二條第一項(第三十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該職員の職権及び飲食に係る国民の健康の保護に関する指導の職務を行なわせるために、国、都道府県及び保健所を設置する市に食品衛生監視員を置く。

- 2 食品衛生監視員は、厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が、国、都道府県又は保健所を設置する市の職員のうちから命ずる。
- 3 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、政令の定めるところにより、食品衛生監視員に各営業の施設等について、監視又は指導を行なわせなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に関し必要な事項は、政令で定める。

(食品表示監視員)

第二十五条 第二十二條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む。)に規定する当該職員の職権及び食品等の表示の適正化に関する指導(食品衛生監視員の職務に属するものを除く。)の職務を行なわせるために、国及び都道府県に食品表示監視員を置く。

- 2 食品表示監視員は、厚生大臣又は都道府県知事が、国又は都道府県の職員のうちから命ずる。
- 3 前二項に定めるもののほか、食品表示監視員の資格その他食品表示監視員に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 厚生大臣又は都道府県知事は、食品衛生監視員をして、食品表示監視員の職務を行なわせることができる。

## 第七章 営業

(食品衛生管理者)

第二十六条 乳製品、化学的合成品である添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は加工を行なう営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

- 2 営業者が、前項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業を二以上の施設で行なう場合において、その施設が隣接しているときは、食品衛生

管理者は、同項の規定にかかわらず、その二以上の施設を通じて一人で足りる。

- 3 食品衛生管理者は、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分の違反が行なわれないように、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。
  - 一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
  - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者
  - 三 厚生大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
  - 四 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者
- 5 前項第四号に該当することにより食品衛生管理者の資格を有する者は、衛生管理の業務に三年以上従事した製造業又は加工業と同種の製造業又は加工業の施設においてのみ、食品衛生管理者となることができる。
- 6 第一項に規定する営業者は、食品衛生管理者を置き、又は自ら食品衛生管理者となつたときは、十五日以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、その食品衛生管理者の氏名又は自ら食品衛生管理者となつた旨その他厚生省令で定める事項を届け出なければならない。食品衛生管理者を変更したときも、同様とする。

（営業施設の基準）

第二十七条 都道府県知事は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であつて、政令で定めるものの施設につき、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

（営業の許可）

第二十八条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可に二年を下らない有効期間その他の必要な条件を附することができる。

（監督処分）

第二十九条 厚生大臣又は都道府県知事は、営業者が第四条、第五条、第六条第一項、第七条第一項、第八条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第十四条の規定又は第六条第三項の規定による処分に違反した場合には、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、その他営業者に対し飲食に係る国民の健康の保護のために必要な処置をとることを命じ、又は前条第一項の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第三十条 都道府県知事は、営業者が第十二条第二項、第十七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条第一項の規定又は第二十八条第三項の規定による条件に違反した場合には、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第三十一条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第二十七条の規定による基準に違反した場合には、その施設の整備改善を命じ、又は第二十八条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

第三十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、前三条の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

## 第八章 食品審議会

### (食品審議会)

第三十三条 厚生省に、食品審議会を置く

- 2 食品審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、飲食に係る国民の健康の保護及び食品等の表示に関する重要事項（おもちゃに係る衛生上の重要事項を含む。）を調査審議する。
- 3 食品審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関の長に意見を申し出ることができる。
- 4 食品審議会は、委員五十人以内で組織する。
- 5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、食品審議会に臨時委員を置くことができる。
- 6 食品審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。
  - 一 関係行政機関の職員
  - 二 学識経験のある者
  - 三 食品、添加物、器具又は容器包装に関する事業（おもちゃに関する事業を含む。）に従事する者
  - 四 一般消費者を代表する者
- 7 前項第三号に掲げる者である委員及び同項第四号に掲げる者である委員は、各同数とする。
- 8 食品審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

9 前各項に定めるもののほか、食品審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第九章 雑則

##### (国の財源措置)

第三十四条 第二十四条第一項の食品衛生監視員及び第二十五条第一項の食品表示監視員の設置に要する経費その他都道府県若しくは保健所を設置する市又はこれらの長がこの法律の規定により行なう事務に要する経費については、国は、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十三条第一項の規定に基づき必要な財源措置を講じなければならないものとする。

##### (中毒に関する届出等)

第三十五条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いのある者を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちにもよりの保健所長にその旨を届け出なければならない。

2 保健所長は、前項の届出を受けたときは、政令の定めるところにより、調査し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、政令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

##### (死体の解剖)

第三十六条 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、原因調査上必要があると認めるときは、食品、添加物、器具又は容器包装に起因し、又は起因すると疑われる疾病で死亡した者の死体を遺族の同意を得て解剖に付することができる。

2 前項の場合において、その死体を解剖しなければ原因が判明せず、その結果公衆衛生に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、遺族の同意を得ないでも、これに通知した上で、その死体を解剖に付することができる。

3 前二項の規定は、刑事訴訟に関する規定による強制の処分を妨げない。

4 第一項又は第二項の規定により死体を解剖する場合には、礼意を失わないように注意しなければならない。

##### (情報の周知)

第三十七条 厚生大臣又は都道府県知事は、食品、添加物、器具若しくは容器包装（以下この条において「食品等」という。）が人の健康に危害を及ぼすと認められる急迫した事態があるとき、又は虚偽の宣伝広告等の不正な手段により広範囲にわたる食品等の販売が行なわれ一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その旨を一般に周知させるようにしなければならない。

##### (おもちゃ及び営業以外の業務等への準用規定)

第三十八条 第四条、第六条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第三項及び第四項、第二十六条から第三十二条まで並びに第三十五条から前条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康をそ

こなうおそれがあるものとして厚生大臣の指定するおもちゃについて、準用する。

2 第九条から第十一条まで、第十二条第二項、第十三条第二項及び第三項、第二十条、第二十二條、第二十七條並びに第二十九條から第三十二條までの規定は、寄宿舍、学校、病院等の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する業務で営業以外のもの及びその業務を行なう者について、準用する。

(読替規定)

第三十九条 第二十六条及び第二十八条から第三十二條までの各條中、「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市にあつては「市長」と読み替えるものとする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

(大都市の特例)

第四十条 前条本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(再審査請求)

第四十一条 第二十二條第一項若しくは第三十九条の規定により保健所を設置する市の長が行なう処分又は前条の規定により指定都市の長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

## 第十章 罰則

第四十二条 第四条(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)第五条第一項、第六条第一項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第七条第一項の規定又は第六条第三項(第七条第二項及び第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による処分に違反した者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 第八条第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)第十条(第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)又は第二十八条第一項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項から第四項まで、第十一条第二項(第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)第十二條第二項(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)第十四條(第三十八条第一項において準用する場合を含む。)第

二十条第一項（第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第一項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第二十七条（第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による基準又は第二十八条第三項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反した者

三 第二十九条（第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第三十一条（第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による命令に従わない営業者（第三十八条第二項に規定する業務を行なう者を含む。）又は第二十九条、第三十条（第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一条の規定による処分に違反して営業（第三十八条第二項に規定する業務を含む。）を行なつた者

第四十五条 第十五条又は第十七条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第一項又は第二項（これらの規定を第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による当該職員の立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十一条又は第二十六条第六項（これらの規定を第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第四十七条 食品衛生管理者が第二十六条第三項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する職務を怠つた場合において、当該施設においてその管理に係る食品、添加物又はおもちやに関し第四十二条から第四十四条までの違反行為があつたときは、当該食品衛生管理者に対し、各本条の罰金刑を科する。ただし、その食品管理者がその行為を行なつた者であるときは、この限りでない。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条から第四十六条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 改正後の食品規制法(以下「新法」という。)第五条第四項の規定は、この法律の施行の際現に輸入されている同条第三項に規定する肉等については、適用しない。

第三条 この法律の施行の際改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第六条(旧法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定により人の健康をそこなうおそれがないものとして定められている化学的合成品は、新法第六条第一項(新法第三十八条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の指定がされたものとみなす。

2 新法第六条第一項の規定は、この法律の施行の際現に一般に食品として販売の用に供されている化学的合成品及びその製剤で厚生大臣が指定するものについては、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。ただし、同項の指定は、その期間内においてもすることができる。

3 厚生大臣は、新法第六条第一項の指定の基礎とすべき試験検査が時日を要するためにやむを得ない必要があると認めるときは、前項の期間を一年をこえない範囲内において延長することができる。

第四条 この法律の施行の際現に定められている旧法第七条第一項、第十条第一項又は第十一条第一項(これらの規定を旧法第二十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の規定による基準又は規格は、新法第八条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項(これらの規定を新法第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により定められたものとみなす。

2 厚生大臣は、この法律の施行後すみやかに、新法第八条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の趣旨に適合するように前項の基準若しくは規格を改め、又は新たな基準若しくは規格を定めなければならない。

第五条 この法律の施行の際現に改正前の栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第十二条第一項の規定による乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第十七条第一項の登録を受けないで、従前の例により当該許可に係る標示をすることができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し登録又は登録拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定に基づいて作成されている食品添加物公定書は新法第十九条の規定に基づいて作成された食品添加物公定書とみなす。

第七条 この法律の施行前に旧法第十四条第一項(旧法第二十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりされた検査は、新法第二十条第一項(新法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりされた検査とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第二項の規定により食品衛生監視員を命ぜ

られている者は、新法第二十四条第二項の規定により食品衛生監視員を命ぜられたものとみなす。

第九条 新法第二十九条から第三十一条まで（これらの規定を新法第三十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧法の規定又はこれによる基準若しくは条件に違反した者は、新法の相当規定又はこれによる基準若しくは条件に違反した者とみなす。

第十条 この附則に特別の定めがあるものを除くほか、旧法によつてされた処分（旧法第三十六条に規定する許可を含む。以下この条において同じ。）及び手続は、それぞれ新法の相当規定によつてされたものとみなす。この場合において、当該処分に期間その他の条件が附されているときは、その条件は新法の相当規定によつて付されたものとみなし、当該期間は従前の期間の満了する日までとする。

（栄養改善法の一部改正）

第十一条 栄養改善法の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（栄養強化食品の表示）」に改め、同条第一項を次のように改める。

販売の用に供する国民保健上重要な食品で厚生大臣が指定するものにつき、栄養成分の補給ができる旨の表示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

第十二条第四項中「標示」を「表示」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「標示」を「表示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の栄養成分は、厚生大臣が食品ごとに定めるものとする。

第十六条の見出し及び同条第一項中「特殊栄養食品」を「栄養強化食品」に改め、同項中「標示」を「表示」に改め、同条第三項中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第二十四条」に改め、同項中「の設置」を削る。

第十七条（見出しを含む。）中「特殊栄養食品」を「栄養強化食品」に、「標示」を「表示」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十九条第一項中「特殊栄養食品」を「栄養強化食品」に、「標示」を「表示」に改める。

（栄養改善法の一部改正に伴う経過規定）

第十二条 この法律の施行前にした改正前の栄養改善法第十二条第一項の規定に違反する行為で、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

第十三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第十六号から第十九号までを次のように改める。

十六から十九まで 削除

第五条中第三十二号から第三十四号の二までを削り、第三十五号を第三十二号とし、第三十六号を第三十三号とし、同号の次に次の九号を加える。

三十四 販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装（以下この号において「食品等」という。）につき、その基準又は規格を定め、及び必要な製品検査を行ない、並びに食品等の表示につき、必要な基準を定めること。

三十五 食品規制法（昭和 年法律第 号）に定める特定用途向食品の登録をすること。

三十六 輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）の定めるところにより、所掌事務に係る指定貨物について、輸出検査の基準を定め、輸出検査を行ない、指定検査機関を指定し及び監督し、並びに検査の特例となる品目を定めること。

三十六の二 食品衛生監視員をして食品規制法又は栄養改善法（昭和三十七年法律第二百四十八号）の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせ、必要な場合において試験用物品を収去させ、及び食品表示監視員をして食品規制法の定める営業施設につき、必要な立入検査を行なわせること。

三十六の三 製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事が行なう製菓衛生師試験の基準を定めること。

三十六の四 栄養士養成施設を指定し、栄養士試験及び管理栄養士試験を行なうこと。

三十六の五 国民栄養調査を実施すること。

三十六の六 栄養改善法に定める栄養強化食品の表示の許可をすること。

三十六の七 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許に関して都道府県知事が行なう講習及び試験の基準を定めること。

第六条第一項中「九局」を「十局」に、「環境衛生局」を

「環境衛生局  
食品局」

に改める。

第九条中第四号から第五号の二までを次のように改める。

四及び五 削除

第九条の二第一項中第八号から第九号の二までを次のように改める。

八及び九 削除

第九条の二の次に次の一条を加える。

（食品局の事務）

第九条の三 食品局においては、次の事務をつかさどる。

- 一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止その他飲食に係る国民の健康の保護を図ること。
- 二 食品、添加物、器具又は容器包装に係る表示の適正化に関すること。

三 栄養改善法を施行すること。

四 栄養士の身分及び業務について、監督を行なうこと。

五 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）を施行すること。

六 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）を施行すること。

第二十九条の表中食品衛生調査会の項を「食品審議会 厚生大臣の諮問に応じて、飲食に係る国民の健康の保護及び食品等の表示に関する重要事項を調査審議し、及び関係行政機関の長に対し意見を申し出ること。」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第九号中「食品衛生」を「食品等に係る規制」に改める。

（風俗営業等取締法の一部改正）

第十五条 風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第二十八条第一項」に改める。

（死体解剖保存法の一部改正）

第十六条 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十八条」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第三十六条」に改め、第七条第四号中「食品衛生法第二十八条」を「食品規制法第三十六条」に改める。

（農林物資規格法の一部改正）

第十七条 農林物資規格法（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第十八条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）」に、「第二十条」を「第二十七条」に改める。

（製菓衛生師法の一部改正）

第十九条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十条」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）第二十七条」に改める。

（環境衛生金融公庫法の一部改正）

第二十条 環境衛生金融公庫法（昭和四十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改

正する。

第二条第一項第一号中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を「食品規制法（昭和 年法律第 号）」に、「第二十条」を「第二十七条」に改める。

## 理 由

飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止その他飲食に係る国民の健康の保護を図るため食品等に関しその規制を強化するとともに、食品等につきその表示の適正化を図る措置を拡充する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律の施行により増加する経費は、約五億円の見込みである。